

## 焼津市競争入札参加資格審査 業種追加登録申請要領 (建設工事関連業務)

既に有資格者名簿に登録されている方で、新たな業種を登録するために資格審査を受けようとする場合の申請方法等については以下のとおりです。

### 1 提出方法

- 郵便による送達又は持参 (締切日必着)
- 提出書類はA4サイズ (原本類がA4でない場合は、A4に変倍) で作成し、番号順に重ねてください。

### 2 提出先 (問合先)

〒425-8502 焼津市本町二丁目 16 番 32 号  
焼津市総務部契約検査課契約担当  
電話 054-626-1119 (直通) F A X 054-626-1136

### 3 受付期間等

- 受付期間は、下表の各受付月の初日から末日までです。

受付月	審査	登録
6月	7月	8月1日
10月	11月	12月1日
2月	3月	4月1日

- 各受付月の末日が土・日曜日又は祝日の場合は、前日の平日を期限日とします。
- 入札参加資格審査により追加登録希望業種が入札参加資格を備えていると認められた場合は、入札参加資格者名簿に登録され、入札参加資格の効力が発生します。(別途通知はしません。)
- 入札参加資格者名簿はホームページで公開します。

### 4 登録受付業種

- 別表を参照してください。

### 5 申請要件

- 業種の追加登録申請を行うためには、入札参加資格審査により有資格者名簿に登録されている有資格者でなければなりません。また、追加登録申請しようとする業種について、次に定める要件をすべて備えていなければなりません。
  - (1) 法令上必要とする登録がある場合は登録を受けていること。
  - (2) 審査申請日の1年以上前から申請に係る事業を行っていること。

### 6 提出書類

- (1) 提出部数 1部
- (2) 提出書類

	提出書類名	備考
1	焼津市競争入札参加資格業種追加登録申請書 (建設工事関連業務)	様式7号 ・申請者は、本社代表者としてください。

2	登録希望業種表（建設工事関連業務） ※1	様式2号 ・追加登録を希望する業種を記載してください。
3	法令や登録規程に基づく登録の証明書類（写し可）（該当する場合のみ）	・様式2号記載の登録業種に係る法令や登録規程に基づく登録証など ・申請日において有効期間内のもの ・様式2号記載の希望業種に係る任意制度による登録をしている場合も登録証などを提出してください。
4	業務経歴書 ※2	様式5号 ・様式の内容を満たしていれば、書式は問いません。 ・直近2年以内に実績がない業種については提出不要です。 ・登録希望業種として下記のいずれかを登録する者のみ提出してください。 ア 建築関係建設コンサルタント業務 イ 土木関係業務
5	技術者経歴書 ※3	国土交通省様式に準拠 ・様式の内容を満たしていれば、書式は問いません。 ・登録希望業種として建築関係建設コンサルタント業務の「建築一般・意匠・構造・暖冷房・衛生・電気・建築積算・機械積算・電気積算」のいずれかを登録する者のみ提出してください。

## 【注】

## ※1 「登録希望業種表」について

- 追加登録を希望する業種のみ記載してください。既に登録されている業種については記載の必要はありません。
- 登録済みの業種の削除（抹消）は、廃業等届出書（様式12号）にて提出してください。

## ※2 「業務経歴書」について

- 登録希望業種の建築関係建設コンサルタント業務、土木関係業務を追加登録する場合のみ提出してください。

## ※3 「技術者経歴書」について

- 登録希望業種で建築関係建設コンサルタント業務における「建築一般・意匠・構造・暖冷房・衛生・電気・建築積算・機械積算・電気積算」のいずれかを追加登録する場合のみ提出してください。
- 技術者経歴書の様式については、国土交通省の統一様式を参考にして作成していただければ結構です。また、参考様式をホームページに掲載しますのでご活用ください。

## ※4 「受付の確認」について

- 受付票は当市から発行しません。受付票類が必要な場合は、返信先を記載し、63円切手を貼付した「はがき」を添付していただければ、受付印を押印して返送します。
- 申請書類持参の場合は、様式7号の写しをご用意いただければ、受付印押印のうえ返却します。

## ※5 各様式について

- 提出書類の各様式は、当市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

<http://www.city.yaizu.lg.jp/g01-004/4-2-gyousyu-tuika/gyousyu-tuika.html>

## 7 代理人及び委任先営業所の登録について

- 代理人を定める場合は、代理人を1人のみ登録でき、その代理人が属する1営業所のみ登録できます。希望業種ごとに分けて複数の代理人と委任先営業所を登録することはできません。
- 法令の許可等が必要な業種については、委任先営業所に許可等が必要な場合があります。当該業種の登録を希望するときは、許可等を有していない営業所を委任先とすることはできません。

## 8 審査結果について

- 入札参加資格審査の結果について、入札参加資格者名簿に登録された場合、登録した旨の通知は別途しませんので、当市ホームページでご確認ください。
- 入札参加資格審査の結果により、登録できない場合は、否認した旨を別途通知します。

### 別表

業 種		登録業種に必要な法律の登録
測量業務	測量一般	測量法第55条第1項に基づく登録(委任先を設ける場合は、委任先の支店等も登録がされていること)
	地図調整	
	航空測量	
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士法第23条第1項に基づく登録(委任先を設ける場合は、委任先の支店等も登録がされていること)
	意匠	
	構造	
	暖冷房	
	衛生	
	電気	
	建築積算	
	機械積算	
	電気積算	
	工事監理(建築)	
	工事監理(電気)	
	工事監理(機械)	
	調査	
	耐震診断	
地区計画及び地域計画		
建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海岸	
	港湾及び空港	
	電力土木	
	鉄道	
	道路	
	上水道及び工業用水道	

	下水道	
	農業土木	
	森林土木	
	水産土木	
	廃棄物	
	造園	
	都市計画及び地方計画	
	地質	
	土質及び基礎	
	鋼構造及びコンクリート	
	トンネル	
	施工計画・施工設備及び積算	
	建設環境	
	機械	
	電気電子	
土木関係業務	地下埋設物調査	
	漏水調査	
	交通量調査	
	環境調査	
	経済調査	
	分析・解析	
	宅地造成	
	電算関係	
	計算業務	
	資料等整理	
	施工管理	
地質調査業務		
補償コンサルタント業務	土地調査	
	土地評価	
	物件	
	機械工作物	
	営業補償・特殊補償	
	事業損失	
	補償関連	
	総合補償	